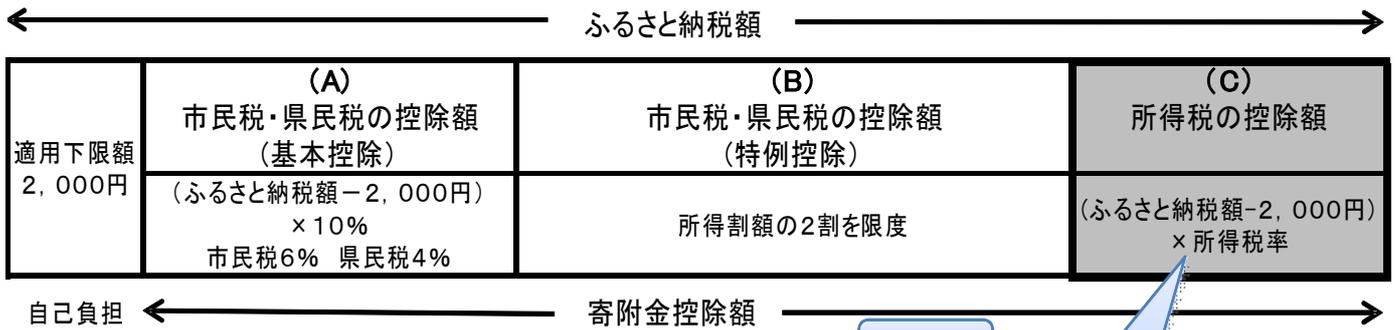


【控除イメージ図】



- ※ (A) 市民税・県民税の基本控除対象寄附金は、総所得金額等の30%が限度
- ※ (B) 市民税・県民税の特例控除額は、市民税・県民税所得割額の**20%が限度**
- ※ (C) 所得税の控除対象寄附金は、総所得金額等の40%が限度
- ※ 所得税率は、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率

改正1

改正2 (D) ワンストップ特例制度を適用した場合は、申告特例控除額として市民税、県民税から控除されます。